

延慶二年（一三〇九）二月、南条時光は嫡子・次郎時忠を中心に、自らの子どもたちにそれぞれ譲状を書いている。日蓮の門下として「青年」のイメージが強い時光も、すでに五十代になっていた。「譲状」とは、土地などの財産に対する権利を譲り渡す旨を書いた証文のことである。このような古文書は、壮年期以降の時光の姿を語られる、非常に魅力的な史料といえる。

さて、譲状作成のちょうど二年前となる徳治二年（一三〇七）の二月、時光は仕えていた北条得宗家の家政機関で発給された、一通の文書を受け取っている。新田五郎重綱後家尼蓮阿が、駿河国富士上方上野郷（現静岡県富士宮市）の年貢米等のことで時光を訴えてきたので、速やかに弁明するようにというのである。時光を訴えた蓮阿という女性は、時光の腹違いの姉であり、大石寺第三世となった日目の母である。

譲状作成のタイミングは様々だが、時光はこの相論（訴訟で争うこと）を経験したことで、自らの死後に子孫の間で争いが起こることを危惧し、譲

古文書が語る南条時光のその後

梶川貴子

状を作成するに至ったのではないだろうか。ただし、時忠が時光に先立ち死去してしまったため、時光は正中三年（一三二六）二月に再度所領を譲り直すことになる。

なお、徳治二年の史料が存在する事で、延慶二年までの間に時光が左衛門尉に任官した事がわかる。すなわち、徳治二年の文書の宛名は無官であることを示す「南条七郎二郎殿」であったが、延慶二年の譲状の署名は「左衛門尉時光」となっているのである。「左衛門尉」は完全なる名誉職とはいえず、一生を無官で終える武士も多い中で、南条氏庶流の時光が任官していることは興味深い。

さらに時光自筆の文書に見られる「徳治年中の御下文」の言葉から、时光は徳治年中に所領の安堵（所領領有の承認）を受けていたことがわかっていく。徳治二年から延慶二年の二年間は、时光にとって、武士としての人生における一つの転換期となった時期だったといえよう。

（かじかわ たかこ／東洋哲学研究所委嘱研究員）